

議第8号

鶴岡市教育委員会行政組織規則の一部改正について

鶴岡市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月22日提出

鶴岡市教育委員会教育長 加藤 忍

鶴岡市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

鶴岡市教育委員会行政組織規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第7条第2項中「室長又は」を削り、同条第3項中「、室長」を削る。

第8条第2項中「室長補佐又は」を削り、同条第3項中「、室長補佐」を削り、「課長、室長」を「課長」に改める。

別表管理課学区再編対策室の項を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

平成29年度 教育費3月補正予算について

(歳入)

款項目	歳入名称	補正前の額	補正額	計	備 考
14.2.7 教育費国庫補助金	学校施設環境改善交付金 (小学校費)	千円 0	千円 63,669	千円 63,669	小学校耐震補強事業及び小学校大規模改修事業工事費にかかる補助金
14.2.7 教育費国庫補助金	学校施設環境改善交付金 (中学校費)	千円 0	千円 109,186	千円 109,186	鶴岡第三中学校改築事業及び中学校大規模改修事業工事費にかかる補助金
21.1.8 教育債	小学校耐震補強事業債	千円 0	千円 78,900	千円 78,900	屋内運動場の天井材撤去及び体育館照明設備の耐震化のための工事費等にかかる起債
21.1.8 教育債	小学校大規模改修事業債	千円 6,600	千円 290,500	千円 297,100	大山小学校体育館の長寿命化対策工事費にかかる起債
21.1.8 教育債	鶴岡第三中学校改築事業債	千円 205,400	千円 269,000	千円 474,400	鶴岡第三中学校旧校舎等の解体工事費にかかる起債
21.1.8 教育債	中学校大規模改修事業債	千円 3,800	千円 109,600	千円 113,400	鶴岡第四中学校の暖房設備の改修工事費にかかる起債
合 計		千円 215,800	千円 920,855	千円 1,136,655	

(歳出)

款項目	事業名	補正前の額	補正額	計	備 考
10.2.3 学校建設費	小学校耐震補強事業	千円 0	千円 114,866	千円 114,866	地震による屋内運動場の天井落下の危険性が高い学校の天井材撤去及び体育館照明設備の耐震化のための工事等にかかる経費 対象校:朝陽第六小学校、豊浦小学校、櫛引南小学校
10.2.3 学校建設費	小学校大規模改修事業	千円 7,027	千円 318,325	千円 325,352	大山小学校体育館の長寿命化対策工事にかかる経費
10.3.3 学校建設費	鶴岡第三中学校改築事業	千円 216,224	千円 353,237	千円 569,461	鶴岡第三中学校旧校舎等の解体工事にかかる経費
10.3.3 学校建設費	中学校大規模改修事業	千円 4,053	千円 134,670	千円 138,723	老朽化した鶴岡第四中学校の暖房設備の改修工事にかかる経費
合 計		千円 227,304	千円 921,098	千円 1,148,402	